

## 中小企業イノベーション創出推進事業に係る審査要領

中小企業イノベーション創出推進事業に係る補助事業者の審査に関する事項は、次のとおりとする。

### 1. 審査対象

審査の対象は、中小企業イノベーション創出推進事業に係る補助事業者の募集に対し、応募のあった事業者（以下、「提案者」という。）とする。

### 2. 審査方法

採択審査委員会にて、1次（書面）審査及び2次（ヒアリング）審査により行う。ただし、応募件数が想定を超える場合等においては、委員長の判断により1次審査対象・2次審査対象を絞り込む形で実施することがある。

#### （1）書面審査

書面審査にあたっては、提出書類に不備がないもの、明確な要件不適合等がない提案者を対象とする。委員は、提出された提案書類等について、別紙に示す「審査項目及び審査基準」に基づき、審査項目ごとに採点する。なお、提案書からだけでは十分に判断できず、確認が必要な事項があれば、事務局を通じて提案者に確認する。事務局は、書面審査の結果をとりまとめ、その結果を厚生労働省及び各委員に報告する。

#### （2）ヒアリング審査

- ① 委員は提案書類及び提案内容に係る応募者からの説明に対して、別紙「審査項目及び審査基準」に基づき、審査項目ごとに書面審査で採点した点数を見直し、その合計を評点する。ヒアリング審査に参加できない委員は、書面審査の評点をヒアリング審査の評点とする。
- ② 委員長は、審査項目ごとの採点内容について委員と意見交換し、各委員の採点の基となった判断理由等を確認することができる。なお、特定の委員の採点が他の多数の委員の採点と大きく異なる場合、委員長は、当該採点に係る委員から、その採点の基となった判断理由を確認するものとする。
- ③ 委員長は、前項により行った確認の結果、当該採点結果に係る判断理由が妥当でないと判断したときは、当該審査項目の採点として、その外れ値を除いた委員の採点結果の平均を採用することができる。
- ④ 委員長及び委員は、厚生労働省、一般社団法人低炭素投資促進機構（以下「GIO」という。）から、提案の妥当性について意見を聴取することができる。

#### （3）採択者の決定

- ① ヒアリング審査で合計した評点に基づき、採択審査委員会において、提案者に対して評点の高い順に順位付けし、各分野の最上位者を補助事業者として採択するとともに、補助金交付額を決定する。この際、同一の評点を得た複数の提案者の優先順位は以下により判断するものとする。
  - i 「S」の数が多い者を採択者とする。
  - ii 「S」の数が同数の場合は、「A」の数が多い者を採択者とする。

- iii 「A」の数が同数の場合は、「B」の数が多い者を採択者とする。
  - iv 「B」の数も同数の場合は、「C」の数が多い者を採択者とする。
  - v 「C」の数も同数の場合は、委員の多数決により選定する。
- ② 採択審査委員会による①の結果は、委員長が速やかに厚生労働省及びGIOに報告する。また、採択審査委員会の場で事業の実施にあたり留意すべき事項が想起された場合は、委員長が当該事項を併せて厚生労働省及びGIOに報告するものとする。
- ③ GIOは前項で決定した事業の代表事業者に対して必要な通知等を行う。

### 3. その他

- (1) 本要領に定めるもののほか、採択審査委員会の運営に必要な事項については、委員長が委員に諮って定めるものとする。
- (2) 審査の実施に関する事務局は、GIOが行う。